

○上天草市病院企業職員就業規程

平成23年12月9日病院事業管理規程2号

改正

平成25年4月22日病院事業管理規程第3号

平成26年3月28日病院事業管理規程第6号

平成26年6月26日病院事業管理規程第9号

平成26年12月22日病院事業管理規程第15号

上天草市病院企業職員就業規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 服務（第2条—第10条）

第3章 勤務

第1節 通則（第11条—第15条）

第2節 勤務時間（第16条—第24条）

第3節 休日及び休暇（第25条—第35条）

第4章 給与（第36条）

第5章 分限及び懲戒（第37条）

第6章 災害補償（第38条）

第7章 研修（第39条）

第8章 安全及び衛生（第40条—第42条）

第9章 雑則（第43条・44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49条）第89条の規定に基づき、上天草市病院企業職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 服務

（服務の根本基準）

第2条 職員は、病院事業の目的が企業の経済性の発揮及び公共の福祉の増進

にあることを常に念頭におき、その職務の遂行に当たっては、自己の本分を守り、所属長の指示命令に服し、法令を守り、誠実に職務を行わなければならない。

(サービスの宣誓)

第3条 職員は、上天草市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年上天草市条例第24号）の規定に基づきサービスの宣誓をしなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第4条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第5条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上秘密に属する事項を発表する場合においては、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けなければならない。

(職務に専念する義務の免除)

第6条 職員は、上天草市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成16年上天草市条例第25号）の規定に基づき、管理者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(争議行為の禁止)

第7条 職員及び職員の労働組合は、同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員は、そのような禁止された行為を共謀し、そそのかし、又はあおってはならない。

(営利企業の従事制限)

第8条 職員は、管理者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の顧問、評議会その他いかなる名称を有する地位を問わずこれに類すると認められるものの地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て、いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 前項の許可は、職員の占めている職と当該営利企業、事業又は事務との間

に特別の利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の公正円滑な執行に支障がないと認められる場合に行うものとする。

(施設等の無断使用、書類の無断配布等の禁止)

第9条 職員は、病院事業の施設等において管理者の許可を得ないで、又は指示に反して集会を開催し、演説を行い、又は文書若しくは印刷物を配布し、若しくは添付してはならない。

(公職に立候補又は就任する場合の届出)

第10条 職員が国会議員、地方公共団体の長若しくは議員に立候補するとき、又は法令に根拠を有する公職に立候補若しくは就任するときは、あらかじめ文書をもって管理者に届け出なければならない。

第3章 勤務

第1節 通則

(出勤及び退勤)

第11条 職員は、定刻までに出勤し、特に命令された場合のほかは終業時間後に退勤するものとする。

(休暇等の手続)

第12条 職員が、休暇等を受けようとするとき、又は欠勤若しくは早退をしようとするときは、あらかじめ理由を付して管理者に届け出てその承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後速やかに届け出て承認を受けなければならない。

第13条 前条に規定する休暇等の取得手続については、上天草市職員服務規程（平成16年上天草市訓令第8号）を準用する。

(出張)

第14条 職員は、出張を命ぜられて帰院したときは、7日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、簡易な事項は、口頭で復命することができる。

(本務以外の勤務)

第15条 職員は、上司の命により、他の部署の業務を補佐することがある。

2 職員は、災害又は緊急事態の発生にあたっては、上司の命により、これら

の事変に対する予防又は防止の作業に従事することがある。

第2節 勤務時間

(1週間の勤務時間)

第16条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、管理者が定める。

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲で、管理者が定める。

4 地方公務員法の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。

(週休日、勤務時間の割振り)

第17条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。

第18条 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する

必要のある職員については、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設け、かつ、勤務日（勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えない場合に限り、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

- 2 管理者は、前項に規定する職員のうち、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、週休日が毎4週間につき4日以上（育児短時間勤務職員等にあつては、毎4週間につき4日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）となるようにし、かつ、勤務日が引き続き12日を超えないようにしなければならない。

第19条 管理者は、第17条第1項及び前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある半日勤務時間（勤務日の勤務時間の2分の1に相当する時間で4時間（管理者が特に認める場合においては、3時間30分を下回らず4時間30分を超えない時間）の勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務時間に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 管理者は、週休日の振替（前項の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同項の規定に基づき、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り

変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 管理者は、週休日の振替又は勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(休憩時間)

第20条 管理者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれの勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 管理者は、緊急の業務の発生その他やむを得ない事情があると認めるときは、休憩時間を適宜変更することができる。

(1日の勤務時間等)

第21条 職員の勤務時間の始業及び終業時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

区 分		勤務時間		休憩時間	
		始業	終業		
一般勤務職員	月曜日から金曜日まで	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで	
交代勤務職員	看護職員	日勤	午前8時30分	午後5時15分	45分とし、その時限は業務の実情に応じて管理者が定める。
		準夜勤	午後4時30分	午前1時	
		深夜勤	午前0時30分	午前9時	
	調理師	日勤	午前8時30分	午後5時15分	60分とし、その時限は業務の実情に応じて管理者が定める。
早出	午前5時	午後1時45分			

		遅出	午前 10 時	午後 6 時 45 分	
介護老人保健施設看護職員及び介護員	日勤		午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	
	早出		午前 7 時 15 分	午後 4 時	
	遅出		午前 10 時 45 分	午後 7 時 30 分	
	夜勤		午後 4 時 30 分	午前 9 時	180 分とし、その時限は業務の実情に応じて管理者が定める

2 管理者は、業務上必要があるときは、前項の勤務時間並びに休憩時間の始期及び終期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(休息时间)

第 2 2 条 管理者は、第 1 8 条第 1 項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員であつて管理者が別に定めるものについては、所定の勤務時間のうちに、できる限り、おおむね 4 時間の連続する正規の勤務時間ごとに、1 5 分の休息時間を置くものとする。ただし、休息時間に代えて休憩時間を置く場合はこの限りでない。

2 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

(時間外勤務又は週休日における勤務)

第 2 3 条 管理者は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、勤務時間外又は週休日においても職員を勤務させることができる。

2 管理者は、前項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(当直勤務)

第 2 4 条 管理者は、労働基準監督署の許可を受けて、職員に次に掲げる断続的

な勤務を命ずることができる。

- (1) 救急の外来患者及び入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務
- (2) 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の当直勤務
- (3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の当直勤務
- (4) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための当直勤務

2 管理者は、第25条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）又は国の行事の行われる日で国の例に準じ管理者が指定する日の正規の勤務時間において、職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第3節 休日及び休暇

（休日）

第25条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第26条 管理者は、職員に対し、休日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、当該休日後の勤務日に代休を与えることができる。

2 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、代休日においても特に勤務することを命ずることができる。

（休暇の種類）

第27条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

（年次有給休暇）

第28条 職員は、暦年による1年の間において、継続し、又は分割して20

日以内の年次有給休暇（以下「年休」という。）を受けることができる。ただし、年の途中において、新たに職員となる者の年休は、当該年における在職期間に応じ、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 年休の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、1回の勤務時間に割り振られた勤務時間が7時間30分を超え8時間を超えない時間とされている場合（育児短時間勤務職員を除く。）で休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が1時間未満である場合の当該勤務時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないときに半日単位の使用ができるものとする。この場合において、2回の休暇をもって1日と換算する。
- 3 当該年の年休は、一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を限度として翌年に繰り越すことができる。
- 4 管理者は、年休を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年休を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第29条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。この場合において、その期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- （1） 公務により疾病にかかり、若しくは負傷し、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条に規定する通勤をいう。）により疾病にかかり、若しくは負傷し療養を必要と認めた場合必要と認められる最小限度の期間
- （2） 私傷病により療養を必要と認める期間 必要と認められる連続する90日以内の期間（結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認められる場合にあつては、1年以内の期間）

第29条の2 病気休暇は、必要に応じて1日又は1時間を単位として取り扱うものとする。ただし、病気休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用

することができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、職員が精神性疾患による休職から復帰するに当たり勤務を軽減する必要があると管理者が認める場合においては、1日に割り振られた勤務時間の2分の1（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）を超えない範囲内で、1時間を単位として取り扱うものとする。

第29条の3 退職に引き続き再任用となった職員の病気休暇（第29条第2号の病気休暇をいう。以下この条において同じ。）の期間が当該退職日以前の病気休暇の期間に引き続く場合にあっては、当該退職日以前の病気休暇の期間を当該再任用職員となった日以後の病気休暇の期間に通算するものとする。
（特別休暇）

第30条 管理者は、次の表に掲げる特別休暇を与えることができる。

項	事由	期間
1	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対	一の年において5日の範囲内の期間

	<p>する支援となる活動を除く。) を行う場合 で、その勤務しないことが相当であると認 められるとき。</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の 災害が発生した被災地又はその周辺の地 域における生活関連物資の配布その他の 被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者支援施設、特別養護老人ホ ームその他の主として身体上若しくは精 神上の障害がある者又は負傷し、若しく は疾病にかかった者に対して必要な措置 を講ずることを目的とする施設であって 管理者が定めるものにおける活動</p>	
5	<p>職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他 の結婚に伴い必要と認められる行事等のた め勤務しないことが相当であると認められ るとき。</p>	<p>管理者が定める期間内 における連続する5日の 範囲内の期間</p>

6	妊娠中の女性職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるため請求した場合	妊娠 23 週（1 月は 28 日として計算する）までは 4 週間に 1 回、妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠 36 週から分娩までは 1 週間に 1 回、分娩後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、そのつど必要と認められる期間
7	女性職員が 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内に出産する予定である場合	出産の日までの請求した期間
8	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
9	職員が生後満 3 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回各々 60 分。ただし、通勤距離に応じ 120 分を上限とする。（男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又

		は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ60分(通勤距離に応じ120分を上限とする。)から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
10	女性職員が生理日の就業が著しく困難である場合	連続する2日の範囲内の必要と認められる期間
11	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における2日の範囲内の期間
12	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内において、5日の範囲内の期間

13	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合	一の年において子1人につき5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
14	職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
15	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後管理者の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
16	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
17	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	原則として連続する7日の範囲内の期間
18	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

19	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
20	妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合	14日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
21	赴任のため勤務につけない場合	そのつど必要と認める時間
22	第31条第1項に規定する日常生活を営むものに障害がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の別に定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
23	前各項に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める場合	その都度必要と認める期間

第30条の2 前条の表第11の項及び第13の項及び第22の項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

2 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用する。

（介護休暇）

第31条 職員が配偶者（届出を行っていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、職員と同居している祖父母及び兄弟姉妹その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると管理者が認めた場合

には休暇を与える。

- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において管理者が必要と認めた期間とする。
- 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

(組合休暇)

第32条 組合休暇は、職員が管理者の許可を得て登録された労働組合の業務又は活動に従事する場合における休暇とする。

- 2 管理者は、職員が登録された労働組合の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び当該機関の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該労働組合の業務と認めるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。この場合において、組合休暇は、1暦年につき30日を超えて与えることはできない。
- 3 組合休暇の単位は1日又は1時間とする。

(休暇に対する賃金)

第33条 第28条から第30条までに規定する休暇は、有給とする。

(育児休業等)

第34条 職員の育児休業等については、上天草市職員の育児休業等に関する条例(平成16年上天草市条例第27号)の適用を受ける者の例による。

(自己啓発等休業)

第35条 職員の自己啓発等休業については、上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年上天草市条例第8号)の適用を受ける者の例による。

第4章 給与

(給与の種類及び基準)

第36条 職員に対する給与は、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年3月26日上天草市条例第26号)に基づき支給する。

第5章 分限及び懲戒

(分限及び懲戒)

第37条 職員の分限及び懲戒については上天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年上天草市条例第22号）及び上天草市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成16年上天草市条例第23号）の定めるところによる。

第6章 災害補償

(災害補償)

第38条 職員は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等によって給付を受ける場合においては、それぞれ給付を受ける金額を病院事業において立替え、病院事業からの支払分と合算して同時に支給することとし、政府に請求した金額の給付を受けたときは、直ちにこれを病院事業に還付するものとする。

第7章 研修

(研修)

第39条 管理者は、職員に、その勤務能率の発揮及び増進のため、研修を受ける機会を与える。

2 前項の研修期間は、勤務しているものとみなす。

第8章 安全及び衛生

(安全衛生管理者)

第40条 管理者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第10条第1項の業務を行うため安全衛生管理者を置く。

(火気取締責任者)

第41条 管理者は、部屋ごとに火気取締責任者を定め、火気防止のために必要な措置をとらせるものとする。

2 管理者は、各部屋の出入口には、責任者の氏名を明示しなければならない。

(健康診断)

第42条 職員は、毎年少なくとも1回以上健康診断を受けなければならない。

第9章 雑則

(事故報告等)

第43条 各部署の長は、職員に事故等が生じたときは、速やかに次に掲げる報

告書により管理者に報告しなければならない。

(1) 交通事故又は交通違反処分 交通事故等報告書 (様式第1号)

(2) 前号以外の事故 事故報告書 (様式第2号)

(その他)

第44条 この規程に定めるもののほか、職員の就業等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成16年上天草市条例第26号) 及び上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 (平成16年上天草市条例第20号) の規定に基づきなされた承認その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行前に育児休業法、上天草市職員の育児休業等に関する条例 (平成16年上天草市条例第27号)、上天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び上天草市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年4月22日病院事業管理規程第3号)

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日病院事業管理規程第6号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月26日病院事業管理規程第9号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日病院事業管理規程第15号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

別表第1（第28条関係）

在職期間	日数
1か月に達するまでの期間	2日
1か月を超え2か月に達するまでの期間	3日
2か月を超え3か月に達するまでの期間	5日
3か月を超え4か月に達するまでの期間	7日
4か月を超え5か月に達するまでの期間	8日
5か月を超え6か月に達するまでの期間	10日
6か月を超え7か月に達するまでの期間	12日
7か月を超え8か月に達するまでの期間	13日
8か月を超え9か月に達するまでの期間	15日
9ヶ月を超え10か月に達するまでの期間	17日
10か月を超え11か月に達するまでの期間	18日
11か月を超え1年未満の期間	20日

別表第2 (第30条関係)

親族		日数
配偶者		10日
血族	1 親等の直系尊属 (父母)	7日
	1 親等の直系卑属 (子)	10日
	2 親等の直系尊属 (祖父母)	3日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
	2 親等の直系卑属 (孫)	1日
	2 親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3日
	3 親等の傍系尊属 (伯叔父母)	1日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
姻族	1 親等の直系尊属 (父母の配偶者又は配偶者の父母)	3日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
	1 親等の直系卑属 (子の配偶者又は配偶者の子)	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
	2 親等の直系尊属 (祖父母の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹)	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
	2 親等の傍系者 (兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹)	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
	3 親等傍系尊属 (伯叔父母の配偶者。ただし、配偶者の伯叔父母を除く。)	1日

様式第1号（第43条関係）

交通事故等報告書

年 月 日

上天草市病院事業管理者 様

部署の長 職名

氏名

㊞

所属職員に交通事故等が発生しましたので、次のとおり報告します。

区 分	<input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 交通違反処分	
公 私 の 別	車 両	<input type="checkbox"/> 公用車（管理部署及び車名： ） <input type="checkbox"/> 私用車（公務中の場合：公務使用承認 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）
	用 務	<input type="checkbox"/> 公務中 <input type="checkbox"/> 通勤・帰宅中 <input type="checkbox"/> 公務外
発 生 日 時	年 月 日 時 分頃	
発 生 場 所		
被害加害等別	被害 自損 加害 不明	
職 員 側	所 属	
	職 氏 名	
	車 両	車 名（ ）登録番号（ ）
	同 乗 者	<input type="checkbox"/> 有（ 人） <input type="checkbox"/> 無
相 手 側	住 所	TEL：
	氏 名	
	車 両	車 名（ ）登録番号（ ）

備考 事故の発生箇所図及びてん末書を添付すること。